基準　４－４

|  |
| --- |
| **４－４　高等学校教諭の教職課程の場合**  （１）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ１単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。  なお、施行規則第４条第１項表備考第４号により１以上又は２以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、１以上又は２以上の科目が開設されなければならない。  また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。 |

　認定基準4－4（1）から（5）は中学校教諭課程の認定基準4－3とほぼ類似のため中学校教諭課程のページを参照してください。

|  |
| --- |
| （２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。  ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

|  |
| --- |
| （３）「各教科の指導法」は、４単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。 |

|  |
| --- |
| （４）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （５）高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。  ⅰ）「教科に関する専門的事項」 | | | |
|  | 免許教科 | 必要教職専任教員数 |  |
| 国語  地理歴史  公民  数学  理科  音楽  美術  工芸  書道  保健体育  保健  看護  家庭  情報  農業  工業  商業  水産  福祉  商船  職業指導  英語  宗教 | ３人以上  ３人以上  ３人以上  ３人以上  ４人以上  ３人以上  ３人以上  ３人以上  ３人以上  ３人以上  ３人以上  ４人以上  ４人以上  ４人以上  ４人以上  ４人以上  ４人以上  ４人以上  ４人以上  ４人以上  ２人以上  ３人以上  ３人以上 |
| （※１）英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、３人以上とする。  （※２）３（７）の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合､当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。  （※３）「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。  （※４）３（７）の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職 専任教員数の４分の１の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。  （※５）（※２）、（※３）又は（※４）による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認 定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とすること。 | | | |

▼実地視察報告書より

|  |
| --- |
| 商業の教職課程における「教科に関する科目」について，教職課程認定基準上，必要専任教員数が４名であるところ，３名しか配置されていない状況が確認されたため，速やかに是正すること。 |

|  |
| --- |
| ⅱ）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  ４－３（５）ⅱ）に定めるとおりとする。  ただし、（※１）の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。 |

|  |
| --- |
| （６）認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第５条第１項表備考第６号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関す る科目等」は、施行規則第５条第１項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。 |

工業の免許状取得にあたって、修得時には「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」については、1単位の修得がなくても免許状を取得することができます（その代替単位数を教科に関する専門的事項に関する科目で修得することが認められているからです。

しかし、課程認定を受けるにあたっては、全科目の開設が必要になります。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.11）

|  |
| --- |
| Ｑ　教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号により、工業の高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって充てることができると思われるが、大学が工業の教職課程認定を受ける場合に、この規定を前提にして、「教科に関する専門的事項」の単位で、所要資格のうち修得すべき単位の全部又は一部を満たすような構想で教育課程を編成することは可能か。（すなわち、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」については、全ての授業科目を開設しないような教育課程で申請することは可能か。）  Ａ　そのような教育課程を編成することは認められない。教職課程認定基準に定められているとおり、高等学校の工業の教職課程についても、教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」は施行規則第1項第6条表に定める科目ごとに開設することが必要となっている。（工業の教職課程に限らず、教職課程認定基準において、大学は認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、法令に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならないと定められているところ。） |